

(別紙 1)

八戸市立市民病院照明設備 LED 化事業 仕様書

1 事業名

八戸市立市民病院照明設備 LED 化事業 (以下「本事業」という。)

2 目的

照明設備を取り巻く状況として、「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」により、2027 年末までに全ての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入の禁止が決定している。また現在、エネルギー価格の急激な高騰により経費が増大している状況にある。

八戸市立市民病院は、「良質な医療は健全な経営の上に成り立つ」という基本方針を掲げており、施設の省エネルギー化による経費の削減を図るとともに、一般照明蛍光ランプの製造中止に対応し、市民の生命と健康を守るため、患者環境及び経営の質の向上を目的とし、本事業を実施する。

3 場所

八戸市立市民病院 (青森県八戸市田向三丁目 1 番 1 号)

4 契約方式

- (1) 契約方式は、付帯サービス付き賃貸借契約とする。
- (2) 付帯サービスには、現地調査、施工検討 (設計)、既存照明器具又はランプの撤去・運搬・処分、LED 照明設備の施工、故障時の修理交換対応等の「6 事業内容」に示す内容を含む。
- (3) 契約期間 (賃貸借期間) は、施工完了後の翌月 1 日から 5 年間とする。(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条に基づく債務負担行為)
- (4) 受注者決定後、発注者と受注者とが協議の上、基本協定書を締結する。基本協定書の締結後、受注者は事業着手を開始する。
- (5) 施工完了後、14 日以内に契約書を取り交わし、発注者は契約締結の翌月より賃借料の支払いを開始する。
- (6) 受注者は、契約書に定める賃借料に係る請求書を翌月 10 日までに発注者に提出するものとし、発注者は、その受理した月の末日までに賃借料を受注者に支払う。

ただし、第三者賃貸方式による契約の場合は、受注者を賃貸人（リース事業者）に読み替えるものとする。

(7) 契約期間満了後の賃貸借物件の取扱いについては、発注者へ無償譲渡することとして、発注者と受注者とが協議の上、決定する。

5 賃貸借対象物件

対象設備は別紙2「八戸市立市民病院照明設備 LED 化事業 予定数量表」のとおりとする。

受注者決定後、現場調査や施工を通して、当該リストと実施工数に相違がある場合は、発注者と受注者とが協議の上、物件の数量・金額を修正することができる。

6 事業内容

本事業において、実施する業務は次のとおりとする。

内容に応じて、関係法令に基づき必要な法的資格等を有する者がおこなうこと。

(1) 業務計画の作成

- ① 受注者は、基本協定の締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を受けること。
- ② 業務計画書は、スケジュール、現地調査、機器選定方針、調達計画、交換作業方法、作業完了後の試験方法、廃棄物処理の内容を含んでいること。

(2) 現地調査及び施工計画の策定

- ① 受注者は、業務計画に基づき、現地調査を実施すること。
- ② 現地調査にあたって、受注者は発注者と日程調整を行うこと。
- ③ 原則として、病棟部門は平日日中、外来部門及び手術部門は平日 16 時以降又は土日祝日、事務部門は土日祝日として、現地調査及び施工計画をおこなう。
- ④ 現地調査により、既設照明器具について、LED 照明設備への交換対象となる照明の位置、器具種別、数量、電灯分電盤の回路番号等を把握すること。
- ⑤ 受注者は、現地調査の結果に基づき、施工計画を行うこと。
- ⑥ 施工計画後、受注者は施工計画書を作成し、発注者の承認を受けること。
- ⑦ 施工計画書には、交換箇所、既設照明及び LED 照明設備の種類、メーカー、型式並びに姿図（又は写真）を示し、照度計算書及び照度分布図を付して作成すること。ただし、照度計算書及び照度分布図については、部屋の形状や照明配置が同じ場合は、1 部屋の照度計算をもって他部屋の計算を省略することができる。

- ⑧ 諸室の照度は JIS Z 9110 及び JIS Z 9125 を満たすよう施工計画を行うこと。
- ⑨ 原則として、既設照明設備で管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具についても LED 照明設備への交換を行うこと。
- ⑩ 施工にあたっての安全管理については、発注者と協議を行い、施工計画書に反映させること。
- ⑪ 施工計画の検討にあたり、脚立や作業台の使用により通行者の妨げとなる可能性がある場合は、作業中である旨を周囲に知らせる看板やカラーコーンを使用するなどして安全に配慮し、施工計画書に反映させること。ただし、ベッド移動の動線に係る場合は、ベッド移動を優先させること。
- ⑫ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等について、事前に発注者と調整し、施工計画書に反映させること。
- ⑬ 作業に伴い、停電等の病院運営に関する機能を停止する必要がある場合には、事前に発注者と調整し、施工計画書に反映させること。
- ⑭ 事故、火災等が発生した際の対応について、受注者はあらかじめマニュアルを作成し、施工計画書に反映させること。

(3) LED 照明設備の選定

- ① 本事業における LED 照明設備への交換に係り、器具交換・管球交換の別は、受注者の提案による。なお、器具交換を主にし、特定の個所において管球交換とすることやその反対の交換方針等についても提案は妨げない。
- ② LED 照明設備の選定にあたっては、下記の全てを満足する国内メーカーの製品を選定すること。
 - a. 一般社団法人日本照明工業会の会員であること。
 - b. 過去 5 年の間に、病床数 400 床以上の病院又は国、地方公共団体と類似（工事、ESCO 事業、賃貸借契約等）及び規模をほぼ同じくする（又は超える）契約を複数回にわたって受注若しくは履行した実績を有すること。
 - c. LED 照明設備の製造・販売の実績が 5 年以上あること。
 - d. 契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有すること。
- ③ 設置する製品は、付属品も含めて全て新品であること。
- ④ 光源寿命 40,000 時間以上の製品であること。
- ⑤ 既存照明設備と同等以上の仕様で、著しく意匠が変わらないものであること。
- ⑥ 昼白色系（色温度 5,000K）を基本とすること。
- ⑦ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）関係法令及び技術基準に適合する製品であること。

- ⑧ JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン及び技術基準等の該当する各種規格に適合する製品であること。
- ⑨ JIS C 61000-3-2 及び IEC 61000-3-3 に適合する製品又は同等以上の製品であること。
- ⑩ 病室・診察室・処置室・検査室・手術室等に使用する製品は、EMC 国際規格である CISPR11、CISPR15 に適合する製品又は同等以上の製品であること。
- ⑪ LED の光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。
- ⑫ 材質は、落下時の安全面を考慮し、ガラス仕様以外のものとする。ただし、屋外照明や非常照明兼用等のガラス仕様のものが規定・推奨される照明設備を除く。
- ⑬ 演色性は Ra80 以上とすること。なお、JIS Z 9110 に定めるとおり、診察室、処置室、検査室、手術室等に関しては、Ra90 以上とすることが望ましい。
- ⑭ 既存器具が調色、調光器を使用している場合は、原則既設と同様の制御が可能な照明設備とすること。
- ⑮ 設置場所に応じて適切な動作保証温度範囲、防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ⑯ 保守管理の容易性の観点から、設置する照明の規格ごとになるべく同一のメーカーを選定することが望ましい。
- ⑰ 非常照明を兼ねている照明設備の更新に際しては、関係法令に適合するとともに、必要に応じて関係機関と協議し機種選定を行うこと。
- ⑱ 器具交換の場合は、JIL5004（以下、「公共施設用照明器具」という。）を基本とすること。ただし、公共施設用照明器具に規定のない器種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」の全てに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。なお、設置する LED 照明設備は複数メーカーの製品を設置することも可能とするが、保守管理の容易性の観点から、なるべく同一のメーカーを選定することが望ましい。
- ⑲ 器具交換の場合は、一体型 LED ベースライトはライトユニットが取り外し可能なものを選定すること。
- ⑳ 器具交換の場合は、既設照明器具の付属品（ガード、センサー等）を再利用できる製品又は同等の機能を持つ付属品と製品を選定すること。
- ㉑ 管球交換の場合は、一般社団法人日本照明工業会が制定する日本照明工業会規格 JLMA 301 及び技術資料 304 に準拠している製品を選定すること。

(4) LED 照明設備の調達及び施工

- ① 受注者は、発注者から承認を受けた施工計画書に基づき、LED 照明設備の調達及び施工を行うこと。
- ② 受注者は、施工に際して施工責任者を置き、発注者へ通知すること。
- ③ 施工責任者は、施工計画書に従って事業が進行しているか進捗管理を行い、適宜発注者へ報告すること。
- ④ 調達及び施工に際しては、電気用品安全法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）、電気工事業法（昭和 45 年法律第 96 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関係法令を遵守し、届出等の必要がある場合については併せて実施すること。
- ⑤ 施工期間中、組立保険又はそれに類似する保険に加入し、証書の写しを提出すること。
- ⑥ 施工にあたっては、事前準備を入念に行い、円滑な作業実施に努めること。
- ⑦ 施工にあたっての安全管理や安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行うものとする。
- ⑧ 施工に伴う脚立及び作業台の設置については、病院運営に支障のないようにすること。また、その設置に伴う負担は受注者によるものとする。
- ⑨ 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議の上、原則受注者がこれを行うこと。
- ⑩ 施工中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
- ⑪ 使用する照明器具メーカーの設置要領に準拠し、電気設備の技術基準（平成 9 年通商産業省令第 52 号）並びに電気設備の技術基準の解釈（通商産業省告示）及び内線規程（JEAC8001）等の関係法令・指針・規格を遵守すること。
- ⑫ 既設照明器具の支持材（吊りボルト等）は再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ⑬ 施工に際して、既設天井ボードに開口を開ける場合は、アスベスト含有の有無を調査し、又は含有するとみなし、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受託者にて行うこと。
- ⑭ 施工に伴う電気の使用については、原則として、病院内のコンセントの使用を

許可するが、電源のコードリールに漏電対策を備えたものを使用するなど、病院運営に対して影響を及ぼさないように努めること。また、コンセントは原則として白色のコンセントを使用すること。

- ⑮ 作業において発生する軽微な作業や補修等については、本事業の範囲内として実施すること。
- ⑯ 器具交換の場合は、交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。
- ⑰ 器具交換の場合は、埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ⑱ 器具交換の場合は、既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。
- ⑲ 器具交換の場合は、器具本体へ以下の項目をラベル等により表示すること。
 - a. 受注者名
 - b. 施工年月
 - c. 借上品であることの記載
- ⑳ 管球交換の場合は、一般社団法人日本照明工業会が制定する日本照明工業会ガイド 301 を基本として施工すること。
- ㉑ 管球交換の場合は、既設照明器具本体へ以下の項目をラベル等により表示すること。
 - a. 一般社団法人日本照明工業会が制定する日本照明工業会ガイド 301 に規定する改造工事後の器具本体への表示内容
 - b. 受注者名
 - c. 施工年月
 - d. 借上品であることの記載
- ㉒ 施工後の試験については、試験計画に基づき実施すること。
- ㉓ 施工の前後において、当該照明回路の導通試験を実施すること。
- ㉔ 施工の前後において、写真を撮影すること。
- ㉕ 施工中に他の工事等が重なった場合は、発注者へ報告の上、調整に協力し、事故及び紛争等を防止すること。
- ㉖ 事故等が発生した場合は、施工計画で作成したマニュアルに従い、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講ずることともに、発注者へ通報すること。
- ㉗ 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建

築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。

- ⑳ 緊急手術・処置、感染症対応等の発注者都合による施工不能の場合は、原則として施工予定箇所と同仕様の他箇所を施工すること。この際、部材の相違等の問題により、他箇所の施工ができず工期遅延が発生した場合は、受注者は発生日、施工不能箇所、原因を記録の上、発注者へ報告し、協議することで施工期間を延長することができる。

(5) 既存照明設備の撤去、運搬、廃棄

- ① 撤去した既設照明設備を産業廃棄物として処理するにあたり、受注者が排出事業者としての責任を負い、関連法令に基づき、適切に処理すること。
- ② 産業廃棄物の処理費用は、本事業に係る提案額に含まれるものとする。
- ③ 蛍光灯ランプの運搬の際には、破砕しないよう十分な対策をすること。
- ④ 受注者は、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理、最終処分が適正に完了したことを確認の上、産業廃棄物管理票の写しを発注者へ提出すること。

(6) 完成図書の作成

- ① 施工した LED 照明設備について、各 LED 照明設備が整理できるよう番号等の割り振り及び機器への表示を行い、メーカー・型番等を記載した管理台帳を作成し、発注者へ提出すること。
- ② 施工した箇所及び器具交換、管球交換の別を電灯設備図面に示し、完成図として発注者へ提出すること。
- ③ 施工した LED 照明設備の仕様書、取扱説明書等の資料を取りまとめ、機器取扱い説明書として発注者へ提出すること。
- ④ 施工の前後において実施した試験結果を取りまとめ、試験成績表として発注者へ提出すること。
- ⑤ 施工の前後において撮影した写真を取りまとめ、写真帳として発注者へ提出すること。

(7) 保守点検

- ① 受注者は、施工後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明設備が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。なお、維持管理に係る賃貸借金利、保険費用、維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）は受注者の負担とする。
- ② 施工後から賃貸借期間終了までの間（ただし、施工後 40,000 時間までを上限とする）の不点灯及び照度低下、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費

用負担において、直ちに修理、交換（以下「交換等」という。）を行うこと。

- ③ 交換等の措置を講ずる場合は、措置前に発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- ④ 受注者は、施工後から賃貸借期間終了までの間、適切なリース資産損害保険又は動産総合保険等に加入すること。
- ⑤ 受注者は、施工後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の緊急連絡先、担当者名を記載した書面を届け出ること。
- ⑥ 施工後から賃貸借期間終了までの間に、発注者が本事業の対象 LED 照明設備の設置箇所等の変更をするときは、受注者の承諾を得た上で、発注者負担により照明設備の取り外し、設置及び調整をする場合がある。その場合は、必要な情報を発注者に提供すること。
- ⑦ 新設及び設置箇所を変更した LED 照明設備についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

7 貸与資料

(1) 発注者は、受注者に下記の資料を貸与する。

- ① 電灯設備平面図
- ② 照明器具姿図
- ③ 電灯分電盤負荷表
- ④ 幹線設備系統図
- ⑤ その他必要な資料

(2) 貸与する資料は、本事業にのみ使用できるものとする。

(3) 受注者は、借り受けた資料の一覧を付した借用書（任意様式）を作成し、発注者へ提出すること。

(4) 発注者は、受注者へ貸与した資料が返却された際は、借用書に記載された内容と照合し、借用書に返却日と確認印を加筆した上で、写しを受注者へ交付する。

8 協議等

(1) 受注者は、本事業の実施にあたっては、関係法令、基本協定書、契約書及び本仕様書を遵守するとともに、発注者と適宜協議しながら行うものとし、協議の記録及

び発注者が必要とする資料を作成、提供するものとする。

- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じた時は発注者と受注者の協議の上、業務を進めること。

9 提出書類

受注者は、下記の書類を提出すること。(特に記載のないものは任意様式とする。)

(1) 基本協定の締結後(事業開始時)

- ① 業務計画書

(2) 貸与資料を借り受けた時

- ① 借用書

(3) 施工着手前

- ① 施工計画書

- ② 施工責任者届出書

(4) 施工完了後

- ① 管理台帳

- ② 完成図(A3:2部、A4:2部、電子データ)

- ③ 機器取扱い説明書(各メーカーの様式による)

- ④ 試験成績表

- ⑤ 工事写真帳

- ⑥ 産業廃棄物管理票(所定の様式による)の写し(電子マニフェスト可)

- ⑦ 打合せ議事録

- ⑧ アスベスト含有調査報告書 ※ある場合のみ

- ⑨ 官公署届出書(所定の様式による) ※ある場合のみ

- ⑩ 賃借料内訳書(施工役割の各事業者の金額比率が分かるようにすること。)

10 瑕疵

- (1) LED照明設備の交換完了後に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従って必要な処置を受注者の負担で実施すること。

- (2) 瑕疵による損害が発生した場合は、発注者は損害額を受注者へ請求できるものとする。

11 損害賠償

本事業の契約期間満了まで、受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直

ちに発注者にその状況を報告し、発注者の指示に従うこと。この場合、損害賠償などの責任は受注者が負うものとし、速やかに解決処理すること。

12 負担区分

	リスクの種類	リスクの内容	発注者	受注者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	現場調査・施工による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	施工・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	施工・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	資金調達	提案書提出からリース開始前の急激な金利の上昇・下降	○	○
	不可抗力	天災などによる契約変更・中止・延期（詳細協議によるもの）	協議	
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの		○
周辺住民等の反対による事業の中止・延期			○	
受注者の事業放棄、破綻によるもの				○
発注者の事業放棄によるもの			○	
計画・設計	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		
資金調達	必要な資金の確保に関すること			○
施工	第三者賠償	施工における第三者への損害賠償義務		○
	物価	急激なインフレ・デフレ（施工費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	発注者の提示条件、指示不備によるもの	○	
	設計変更	受注者の指示、判断によるもの		

	リスクの種類	リスクの内容	発注者	受注者
施工	工事遅延・未完工	発注者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○ (要協議)	
		受注者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	発注者の指示、承諾による工事費の増大	○	
		受注者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に賃貸借物件に関して生じた損害		○
引渡し前に施工に起因し設備に生じた損害			○	
支払	金利	金利の変更		○
維持管理	設備の損傷	発注者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷	○	
		受注者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷		○
	要求性能未達	所定の性能を達しない場合		○

13 所有権等

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 本事業に係る成果物の著作権は、納入時に発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を当該著作物の引き渡しをする時に無償で所有権移転するものとする。

14 秘密の保持

本事業の履行に当たり、現場調査、本事業で知り得た情報及び発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずること。

15 その他

- (1) 受注者は、発注者が契約期間開始日を待たずに、施工した LED 照明設備の仮使用することを認めること。なお、仮使用期間中の対応はリース期間と同等に行うもの

とする。

- (2) 受注者は、施工、維持管理、その他作業等において、八戸市内の事業者を積極的に活用し、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
- (3) 受注者は、施工完了後、賃借料算定の基となる施工費に関する内訳書及び再委託契約書等資料を発注者に提出すること。なお、実施要領に定めるとおり、施工役割の構成員及び協力会社等の再委託請負金額の合計に対し、八戸市内に本店をおく施工役割の構成員及び協力会社等の再委託請負金額（再々委託請負金額は含まない。）の合計の割合が3割以上を資格要件としているため、当該割合が3割に満たない場合は、仕様を満たさないものとみなし、違約金の徴取や八戸市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止となる場合がある。